

広告物の区分		基準	第一種特別規制地域等	第二種特別規制地域等
自己用広告		表示面積	総量が5㎡を超え15㎡以下	総量が15㎡を超え30㎡以下 (電光表示装置については、その内15㎡以下)
		高さ	敷地内の建物の高さの6/5以内	敷地内の建物の高さの3/2以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
		その他	電光表示装置を有しないこと	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの
公共目的用広告	(道標)	表示面積	1面が2㎡以下	1面が2㎡以下
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
	(案内図板等)	表示面積	1面が5㎡以下	1面が5㎡以下
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
自動車・電車広告 (県内の登録車両)		自己用以外	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない。	
共同広告		人数	5人以上	5人以上
		表示面積	1面12㎡以下1人2㎡以下	1面30㎡以下1人5㎡以下
		地上高	6m以下	13m以下
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
		その他	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置を有しないこと
電柱利用広告物		地域	表示不可	指定道路及び道路の沿線
		表示面積		普通規制地域等の許可基準(黒色光沢不可)
案内広告 (指定道路沿線)		個数 面積	表示不可	入口から50m以内 各2個以内 に 150m～250m以内 各4㎡以下
		相互距離		広告物相互間距離2m以上
		色彩		彩度12以内光沢黒不可
		その他		電光表示装置を有しないこと